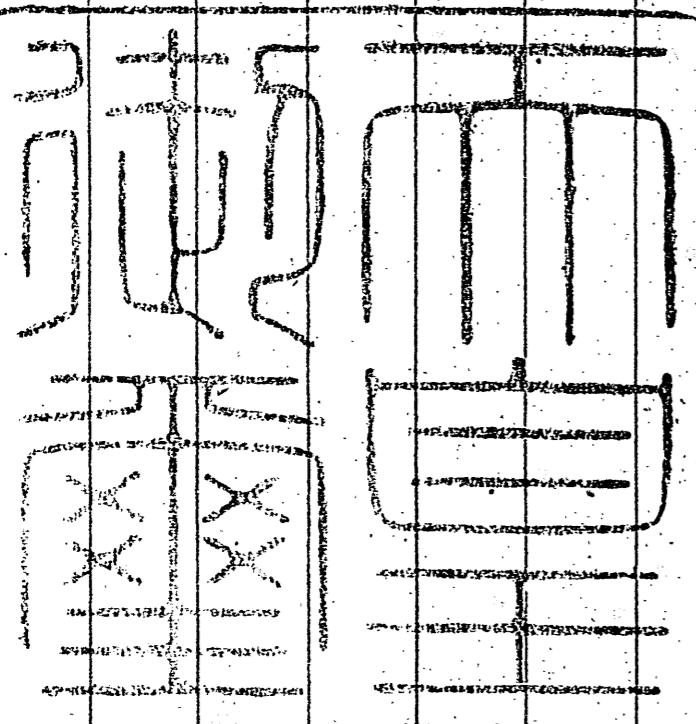


總・大・司

勅令  
五百九十二號

朕は昭和二十年勅令第五百四十三号。ポツダム宣言の受諾に伴つて発する命令に関する件に基き持株会社整理委員会令の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



総、大、司

昭和二十一年十二月三日

内閣總理大臣書  
司法大臣  
大藏大臣  
木村鶴太郎  
在橋基山

勅令第五百九十二号

持株会社整理委員会令の一部を次のよう改正する。

第一條第一項中「以下持株會社ト稱ス」の下に「及個人」へ以下指定者ト稱ス<sup>ル</sup>を加え、「處分シ以テ」を「處分スル等ニ依リ」に改め、「持株會社ノ整理ヲ促進」の下に「シ及指定者フ企業支配力ヲ分散」を加える。

第九條第一項第一號及び第二號中「持株會社」の下に「及指定者」を加え、同項中第四號を削り、第五號を第四號<sup>ニ</sup>し、第六號を第五號<sup>ニ</sup>し、同項<sup>中</sup>左の三號を加える。

六 第十九條ノ二ノ規定ニ依リ指定者が其ノ財産ニ關シ權利ノ移轉ヲ生スベキ行爲ヲ爲スニ付承認ヲ爲スコト  
七 第十九條ノ三又ハ第十九條ノ四ノ規定ニ依リ指定者が會社ノ役員ヘ取締役、監査役其ノ職之ニ準ズベキ者ヲ請フ以下同ジ

卷之二

三

アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
<http://www.jacar.or.jp/>

大藏省

ニ就任シ又ハ留任スルニ付承認ヲ爲スコト  
八 前各號ノ業務ニ附帶スル業務ヲ行フコト  
同條第二項中「前項第一號乃至第四號ニ掲タル」を「前項第一號  
乃至第三號及第八號ニ規定スル持株會社ニ關スル」に改める。  
第十條 ~~次~~  
~~次~~の二項を加える。  
整理事員會ハ指定者ノ企業支配力ヲ分散スル爲必要アリト認ムル  
トキハ指定者ニ對シ其ノ所有スル證券其ノ他ノ財産ヲ整理事員會  
ニ譲渡スベキコトヲ指示スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル整理事員會ノ指示ニ依リテ爲ス證券其ノ他ノ  
財產ノ譲渡ハ法令、定款又ハ契約ニ拘ラズ之ヲ爲スコトヲ得  
第十一條第一項中「持株會社」の下に「又ハ指定者」を加へ、「持  
株會社ニ對シ」を「譲渡人ニ對シ」に改める。

# 總大司

## 大蔵省

第十九條ノ三 指定者ハ會社ノ役員ト爲ルコトヲ得、但シ已ム角ヲ得  
ザル事由ニ因リ整理委員會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限り在ラ  
ズ  
譲渡スベキコトヲ指示シタル證券其ノ他ノ財產ノ上ニ存スル擔保  
權ハ當該指示ヲ從ヒ當該財產ノ讓渡アリタル時ニ消滅ス此ノ場合  
于テハ當該擔保權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該財產ノ受領證  
書及當該財產ノ對價ノ辨濟トシテ交付セラルル國債竝ニ當該財產  
セリ生ズル收益ノ上ニ其ノ權利ヲ行フコトヲ得  
第十九條ノ二 指定者ガ其ノ所有スル動產、不動產、有價證券其ノ  
他ノ財產を付賣却、贈與其ノ他權利ノ移動ヲ生ズベキ行爲ヲ爲サ  
ントスルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外整理委員會ノ承  
認ヲ受クベシ

第十九條ノ三 指定者ハ會社ノ役員ト爲ルコトヲ得、但シ已ム角ヲ得  
ザル事由ニ因リ整理委員會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限り在ラ  
ズ  
譲渡スベキコトヲ指示シタル證券其ノ他ノ財產ノ上ニ存スル擔保  
權ハ當該指示ヲ從ヒ當該財產ノ讓渡アリタル時ニ消滅ス此ノ場合  
于テハ當該擔保權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該財產ノ受領證  
書及當該財產ノ對價ノ辨濟トシテ交付セラルル國債竝ニ當該財產  
セリ生ズル收益ノ上ニ其ノ權利ヲ行フコトヲ得  
第十九條ノ二 指定者ガ其ノ所有スル動產、不動產、有價證券其ノ  
他ノ財產を付賣却、贈與其ノ他權利ノ移動ヲ生ズベキ行爲ヲ爲サ  
ントスルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外整理委員會ノ承  
認ヲ受クベシ

始識葉出山間。日薄照我，我得人漁隱也。尋水及源，出小谷以南，入廟宇。林木  
秀于東南，人無聲氣。深林晝夕，萬物皆寂。日中不見其光，每至夜半，則月之光  
耀乎參天。

之士大也。子率八命，今子固无家也。此豈合臣鄉也。」投籠殿，遼陽會。帝  
與之摶蘿而嘗魯味，頗興其人。盡贈辟、轉。至崇禎二年，召為平晉道。歲廿  
載，止於幕。二年，御史薦其人，調陝文官典史。不應。卒。有子繼，繼其人。  
舉崇禎中「孝子」，贈邑令。一女嫁張衡，衡號「一簷嬌娘」。續娶入「一簷西子」。

大藏省

第十九條ノ四 第一條第一項ノ規定ニ依ル個人ノ指定アリタルトキ

ハ 指定者ハ其ハ陽現ニ有駆ハリ 但シ  
ルコトヲ要ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ 整理委員會承認ヲ受  
ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

~~第十九條~~ 第五款 現在更正する所  
ニ依リ第十條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル指示ヲ取消シ又ハ此  
候、指示ニ因ル財産ノ譲渡契約ヲ解除スルコトヲ得

同様第一項の次に左の一項を加へる。

第三十二條中「第十條」の下に「第一項又ハ第二項」を「違反アリタル場合ニ於テハ」の下に「行爲者タル」を加え、「取締役又ハ之ニ準ズル者」を「取締役若ハ之ニ準ズル者又ハ當轉指定者」に改める。

卷之六

五二革女少齎一鑿一姐織勞澤八五二萬女少齎女一當織卦織女一九五

卷三十二 劍中一章十一  
○丁巳夏六月  
又「謂之劍」也  
「劍對于  
簡直也。謂合云劍者，其要在于其舉也。八命合之以元，故名劍也。

第二十四  
卷之二十一

三國志漢十州刺史真器人道二處、賦稅二字中誰承之、則當是父人也。漢十州刺史真器委員會應要事、小縣人小半人命令、宋人山東  
東北人半人出之、則是前矣。

大藏省

第三十三條中「虚偽ノ報告ヲ爲タルトキハ」の下に「行爲者タル」を加える。

」を加える。第三十四條ノ二 第十九條ノ二乃至第十九條ノ四ノ規定ニ違反シタ

第三十五條中「若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ」の下に「行爲者タル」を加える。

第四十三條　第一款　個人を加える。

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

附錄